(新旧対照条文一覧) ○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)・・・・・・・ ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (昭和四十三年政令第十四号)・・・・・

8

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)(第一条関係)
(傍線部分は改正部分)

定都市の長は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備又	液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、指	域(指定都市の区域を除く。)内に設置されている消費設備についての	を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区	化石油ガス設備士免状の交付を受けた液化石油ガス設備士又はその登録	の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、都道府県知事は、その液	た液化石油ガス販売事業者の供給設備についての液化石油ガス設備工事	法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受け	について報告をさせることができる。	の実施の方法、法第三十一条第二号の措置その他その業務に関する事項	指定都市の長は、それぞれその認定を受けた保安機関に対し、保安業務	法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は	設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。	施設、保安業務の実施の方法、法第三条第二項第五号の措置、特定供給	れぞれその登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵	二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の長は、そ	又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十	第十条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事	(報告の徴収)	改正案
方法その他その作業に関する事項について報告をさせることができる。	に従事した液化石油ガス設備士に対し、液化石油ガス設備工事の作業の	域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業	を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区	化石油ガス設備士免状の交付を受けた液化石油ガス設備士又はその登録	の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、都道府県知事は、その液	た液化石油ガス販売事業者の供給設備についての液化石油ガス設備工事	3 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受け	とができる。	一条第二号の措置その他その業務に関する事項について報告をさせるこ	、その認定を受けた保安機関に対し、保安業務の実施の方法、法第三十	2 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事は			設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。	施設、保安業務の実施の方法、法第三条第二項第五号の措置、特定供給	事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵	第十条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知	(報告の徴収)	現行

化石油ガス設備工事の作業の方法その他その作業に関する事項についてガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、それぞれ液は当該指定都市の区域内に設置されている消費設備についての液化石油

報告をさせることができる。

4

4 ガス設備工事の施工の方法その他その業務に関する事項について報告を の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事 登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該指定都市 市の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその 特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、 内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした 受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域 該都道府県の区域 事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、 をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、 た液化石油ガス販売事業者の供給設備について特定液化石油ガス設備工 内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、 (指定都市の区域を除く。 指定都市の長は 以下この項において同じ。 それぞれ特定液化石油 都道府県知事は、 その登録を受け 当該指定都 当

5 · 6 (略)

させることができる。

方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。、それぞれその許可を受けた充てん事業者に対し、充てん設備、充塡の7 法第八十二条第二項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は

5 · 6 (略)

する事項について報告をさせることができる。 た充てん事業者に対し、充てん設備、充てんの方法その他その業務に関7 法第八十二条第二項の規定により、都道府県知事は、その許可を受け

(関係行政機関への通報等)

第十一条 げる者に通報しなければならない。 若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲 同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、又は登録

経済産業大臣

法第三条第一項の登録、

法第

当該登録、

届出又は

げる者に通報しなければならない。

八条の規定による届出

(法第

登録の取消しに係る

三条第二項第二号及び第三号

法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は

(関係行政機関への通報等)

第十一条 若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲 同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、 法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は 又は登録

																	経済産業大臣
法第三条第一項の登録、法第	消し	十六条の規定による登録の取	の規定による届出又は法第二	のに限る。)、法第二十三条	つて、販売所の新設に係るも	の事項の変更に係るものであ	三条第二項第二号及び第三号	八条の規定による届出(法第	法第三条第一項の登録、法第	よる登録の取消し	若しくは第二十六条の規定に	による届出又は法第二十五条	る。)、法第二十三条の規定	の事項の変更に係るものに限	三条第二項第二号及び第三号	八条の規定による届出(法第	法第三条第一項の登録、法第
消防庁長官									国家公安委員会				知事	を管轄する都道府県	者の販売所の所在地	登録の取消しに係る	当該登録、届出又は

消し

法第三条第

一項の登録

法第

消防庁長官

のに限る。)、

法第二十三条

の規定による届出又は法第二

十六条の規定による登録の取

三条第二項第二号及び第三号

法第三条第一項の登録、

法第

国家公安委員会

よる登録の取消し

八条の規定による届出

(法第

の事項の変更に係るものであ

つて、販売所の新設に係るも

若しくは第二十六条の規定に

定都市の長)

域内にあつては、

指

による届出又は法第二十五条

る。)、法第二十三条の規定

知事

(指定都市の区

の事項の変更に係るものに限

を管轄する都道府県

者の販売所の所在地

						の長	又は指定都市	都道府県知事														
消し	十六条の規定による登録の取	の規定による届出又は法第二	のに限る。)、法第二十三条	つて、販売所の新設に係るも	の事項の変更に係るものであ	三条第二項第二号及び第三号	八条の規定による届出(法第	法第三条第一項の登録、法第	の取消し	第二十六条の規定による登録	出又は法第二十五条若しくは	法第二十三条の規定による届	場合に係るものに限る。)、	届出(同条第二項に規定する	法第十条第三項の規定による	変更に係るものに限る。)、	係るものに限る。)の事項の	項第四号に掲げる保安業務に	び第四号(法第二十七条第一	三条第二項第二号、第三号及	八条の規定による届出(法第	六条の規定による届出、法第
		安委員会)	管轄する都道府県公	該指定都市の区域を	の長にあつては、当	安委員会(指定都市	所轄する都道府県公	当該都道府県知事が														
								都道府県知														
								県知事														
消し	十六条の規定による登録の取	の規定による届出又は法第二	のに限る。)、法第二十三条	って、販売所の新設に係るも	の事項の変更に係るものであ	三条第二項第二号及び第三号	八条の規定による届出(法第		の取消し	第二十六条の規定による登録	出又は法第二十五条若しくは	法第二十三条の規定による届	場合に係るものに限る。)、	届出(同条第二項に規定する	法第十条第三項の規定による	変更に係るものに限る。)、	係るものに限る。)の事項の	項第四号に掲げる保安業務に	び第四号(法第二十七条第一	三条第二項第二号、第三号及	八条の規定による届出(法第	六条の規定による届出、法第

二第二項 項第四号に掲げる保安業務に び第四号 三条第二項第二号、 三十六条第一項、 又は法第三十七条の七第一 変更に係るものに限る。)、 係るものに限る。 四第三項において準用する場 法第三条第一項の登録、 条の規定による登録の取消し 第二十五条若しくは第二十六 条の三の規定による届出、 を含む。この項の下欄におい 第三項において準用する場合 法第二十三条、 八条の規定による届出 六条の規定による届出、 七条の四第一項の許可、 合を含む。)若しくは第三十 の二第一項 て同じ。)若しくは第三十八 規定による許可の (法第二十七条第一 (法第三十七条の四 (法第三十七条の 第三十七条の)の事項の 第三十七条 第三号及)取消 (法第 法第 法第 法第 法 項 当該登録、 。)若しくは許可 十八条の三の規定に 設、 定によるものに限る 可 三の規定によるもの 項及び第三十八条の に係る施設若しくは よるものに限る。) は当該届出(法第三 取消しに係る貯蔵施 七条の二第二項の規 者の販売所、当該許 登録の取消しに係る を除く。) 若しくは 第三十七条の二第二 村長。 村にあつては、 本部を置かない市町 轄する消防長 建築物の所在地を管 しくは充てん設備又 特定供給設備若 届出(法第三十 以下同じ。 届出 (消防 市 (法

又は法第三十七条の七第一 条の三の規定による届出、 第三項において準用する場合 変更に係るものに限る。)、 係るものに限る。)の事項の 項第四号に掲げる保安業務に び第四号(法第二十七条第一 三条第二項第二号、 四第三項において準用する場 の二第一項 三十六条第一項、 法第三条第一項の登録、 条の規定による登録の取消し 第二十五条若しくは第二十六 を含む。この項の下欄におい 二第二項(法第三十七条の四 法第二十三条、 八条の規定による届出 六条の規定による届出、 七条の四第一項の許可、 合を含む。)若しくは第三十 て同じ。) 若しくは第三十八 規定による許可の (法第三十七条の 第三十七条の 第三十七条 第三号及 取消 (法第 法第 法第 法第 法 項 。)若しくは許可 当該登録、 定によるものに限る 三の規定によるもの 村長。 本部を置かない市 に係る施設若しくは 十八条の三の規定に 設、 取消しに係る貯蔵施 七条の二第二項の規 可 者の販売所、 登録の取消しに係る を除く。)若しくは 項及び第三十八条の 第三十七条の二第二 村にあつては、 轄する消防長 建築物の所在地を管 よるものに限る。) は当該届出(法第三 しくは充てん設備又 特定供給設備若 届出(法第三十 以下同じ。 届出 当該許 (消防 市 法 町

項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣「項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第四	項本文、	項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣 項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第四
項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六	9 第一項、	一
(略)	2 \(\) 8	2~8 (略)
		。 次項から第六項までにおいて同じ。) が行うこととする。
を管轄する都道府県知事が行うこととする。	を管轄	を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長
、供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地	事務は、	事務は、供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地
法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する	第十三条	第十三条 法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する
(都道府県又は市が処理する事務)	(都道:	(都道府県又は市が処理する事務)
		නි _ං
に対してするものとする。	に対し	(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長) に対してするものとす
業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄する都道府県知事	業大臣	業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄する都道府県知事
法第八十七条第二項の規定による要請は、消防庁長官は経済産	第十二条	第十二条 法第八十七条第二項の規定による要請は、消防庁長官は経済産
		よる登録の取消し
		若しくは第二十六条の規定に
		による届出又は法第二十五条
		る。)、法第二十三条の規定の長
		の事項の変更に係るものに限を管轄する指定都市
		三条第二項第二号及び第三号 者の販売所の所在地
		八条の規定による届出(法第 登録の取消しに係る
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		都道府県知事 法第三条第一項の登録、法第 当該登録、届出又は

れぞれ都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。 に関する規定は、 都道府県知事又は指定都市の長に関する規定としてそ に関する規定は、 があるものとする。

都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用

10 (略)

(権限の委任

第十四条 産業局長及び産業保安監督部長が行うものとする。 設置されている者に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する経済 産業大臣の権限であつて、販売所が一の経済産業局の管轄区域内のみに 十六条の二、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定に基づく経済 第三項、第十四条第二項、 法第三条第一項、 第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二 第三条の二第三項、 第六条、 第八条、第十条

> 10 (略)

(権限の委任)

第十四条 関するものは、 二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第八十 安監督部長が行うものとする。 つて、販売所が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている者に 七条第一項及び第九十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であ 法第三条第一項、 当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保 第六条、第八条、第十条第三項、第十四条第

2 \ 14 (略)

2 \ 14

(略)

める所在地にあるもの	
、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定	
五 液化石油ガス法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち	(削る)
四 液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設	(削る)
三 液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備	(削る)
給設備」という。)	
項に規定する消費設備に接続しているもの(第五号において単に「供	
二 液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五	(削る)
在する事業所	
の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所	
	(削る)
	とする。
	状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係るもの
事業所、設備又は施設に係るものとする。	う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの
道府県知事が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる	道府県知事が処理することとされている事務のうち、高圧ガスを取り扱
第二十二条 法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都	第二十二条 法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都
(都道府県知事が処理することが適当な事務)	(都道府県知事が処理することが適当な事務)
現	改 正 案